

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕  
○航路標識に関する件  
(海上保安庁三三三、三三四)

〔公告〕  
諸事項

官庁  
建設業の許可の取消処分関係  
裁判所  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等  
日本弁護士連合会公示送達関係  
地方公共団体  
行旅死亡人、特定空家等の除却命令  
関係  
会社その他  
会社決算公告

告示

○海上保安庁告示第三十三号  
航路標識の廃止、一時撤去及び一時業務休止に  
ついて、航路標識法(昭和二十四年法律第九十九  
号)第十五条の規定により、次のように告示する。  
令和二年九月二十五日

名	位置	所在地	撤去年月日	一時変更
九地整新門司沖工事区域A灯浮標	海上保安庁長官 奥島 高弘	新門司防波堤灯台(関門港新門司区)の南東方約四・三キロメートル	令和二年七月二日	一時変更
九地整新門司沖工事区域B灯浮標		新門司防波堤灯台(関門港新門司区)の南東方約四・六キロメートル	令和二年七月二日	一時変更
九地整新門司沖工事区域C灯浮標		新門司防波堤灯台(関門港新門司区)の南東方約四・八キロメートル	令和二年七月二日	一時変更

名	位置	所在地	撤去年月日	一時変更
九地整新門司沖工事区域D灯浮標		新門司防波堤灯台(関門港新門司区)の南東方約五・一キロメートル	令和二年七月二日	一時変更
九地整新門司沖工事区域E灯浮標		新門司防波堤灯台(関門港新門司区)の南東方約五・五キロメートル	令和二年七月二日	一時変更
九地整新門司沖工事区域F灯浮標		新門司防波堤灯台(関門港新門司区)の南東方約六・〇キロメートル	令和二年七月二日	一時変更
九地整新門司沖工事区域G灯浮標		新門司防波堤灯台(関門港新門司区)の南東方約六・五キロメートル	令和二年七月二日	一時変更

名	位置	所在地	撤去年月日	一時変更
九地整新門司沖工事区域H灯浮標		新門司防波堤灯台(関門港新門司区)の南東方約六・九キロメートル	令和二年七月二日	一時変更
九地整新門司沖工事区域I灯浮標		新門司防波堤灯台(関門港新門司区)の南東方約六・七キロメートル	令和二年七月二日	一時変更
九地整新門司沖工事区域J灯浮標		新門司防波堤灯台(関門港新門司区)の南東方約六・六キロメートル	令和二年七月二日	一時変更
増毛港西防波堤灯台		北海道増毛港(西防波堤外端)	令和二年七月六日	一時変更
福井港福井国家石油備蓄基地シーバース灯		福井県福井港福井区(福井南防波堤灯台の南西方約四・〇キロメートル)	令和二年七月十八日	一時変更